

平成28年6月29日

株 主 各 位

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
大日本印刷株式会社
代表取締役社長 北 島 義 俊

第122期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の第122期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第122期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第122期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

本件は、上記連結計算書類等の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は、1株につき16円(中間配当金16円とあわせ年32円)と決定されました。

第2号議案 定款の一部変更の件

本件は、原案どおり、承認可決されました。
定款変更の内容は、次頁に掲載のとおりであります。

定款変更内容

(下線は変更部分を示しています。)

変更前定款	変更後定款
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) } } (省 略) (7) }</p> <p>(8) 美術工芸品、家具・装備品、日用雑貨品、食料品、医薬品、化粧品、化学工業製品、繊維品、紙・紙加工品、木製品及び金属製品の製造及び販売並びに一般燃料類の販売</p> <p>(9) } } (省 略) (29) }</p> <p>(30) <u>企業の採用・人事異動・福利厚生・研修等の人事に関する施策の企画、運営及びデータ処理の事務代行並びに経理事務代行サービス</u></p> <p>(31) } } (省 略) (39) }</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) } } (現行どおり) (7) }</p> <p>(8) 美術工芸品、家具・装備品、日用雑貨品、食料品、医薬品、<u>医薬部外品、化粧品、医療機器、化学工業製品、繊維品、紙・紙加工品、木製品及び金属製品の製造及び販売並びに一般燃料類の販売</u></p> <p>(9) } } (現行どおり) (29) }</p> <p>(30) <u>企業のデータ処理等の事務代行及び経理事務代行サービス</u></p> <p>(31) } } (現行どおり) (39) }</p>
<p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p>	<p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>16</u>名以内とする。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (省 略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

第3号議案 取締役12名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、北島義俊、高波光一、山田雅義、北島義斉、和田正彦、森野鉄治、神田徳次、北島元治、斎藤隆、井上覚、塚田忠夫及び宮島司の各氏が、取締役に就任いたしました。

なお、塚田忠夫及び宮島司の両氏は、社外取締役であります。

第4号議案 取締役報酬額改定の件

本件は、原案どおり、取締役の報酬等の額を年額14億円以内（うち社外取締役8,000万円以内）に改定することに承認可決されました。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

本件は、原案どおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について、承認可決されました。

以 上

配当金のお支払いについて

本総会の決議に基づき、期末配当金は1株につき16円をお支払いいたします。

同封の「第122期配当金領収証」により、表記払渡期間内(平成28年6月30日から平成28年8月1日まで)にお近くのゆうちょ銀行または郵便局でお受け取りください。

また、口座振込もしくはお取引証券口座でのお受け取りをご指定の方には、同封の「お振込先について」もしくは「配当金のお受け取り方法について」のとおり、ご指定の口座に、振込の手続きをいたしましたのでご確認ください。

なお、同封しております「配当金計算書」は、配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や、確定申告を行う際の添付資料としてご利用いただけます。